

一般財団法人 海津市観光協会 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人 海津市観光協会（以下「この法人」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、定款第41条の規定による賛助会員とし、次の3種類とする。

- (1) 団体賛助会員
- (2) 個人賛助会員
- (3) 特別賛助会員

(賛助会員の資格)

第3条 賛助会員は、この法人の設立目的に賛同する者であって、この法人が賛助会員として認めたものをいう。

(特別賛助会員)

第4条 特別賛助会員は、本会の目的に賛同し、入会した市町村等の公共団体をいう。

(賛助会費の納入)

第5条 賛助会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体賛助会員（年額）1口 1,000円
- (2) 個人賛助会員（年額）1口 1,000円
- 2 特別賛助会員は、賛助会費の納入を免除する。
- 3 団体賛助会員は、事業年度ごとに5口以上の賛助会費を納入しなければならない。
- 4 個人賛助会員は、事業年度ごとに1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 賛助会員に加入しようとする者は、様式第1号「賛助会員入会申込書」に、所要事項を記入の上、申し込むものとする。

(退会)

第7条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により退会する。この場合、様式第2号「賛助会員退会届」を提出しなければならない。

- 2 前項の場合、納入した会費の返還には応じない。

- 3 賛助会員が正当な理由なく1年以上賛助会費を納入しないときは、理事長は、その賛助会員を除名することができる。
- 4 賛助会員に、この法人の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事長は、その賛助会員を除名することができる。

(賛助会員の資格の継続)

第8条 毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申し込みをしたものとみなす。

(賛助会員の特典)

第9条 賛助会員は賛助会費を納入した事業年度ごとに、この法人が保有する観光事業に関する資料及び情報の提供を受けることができる他、この法人が主催する各種催し物等へ参加することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。